

答：材質は、規則に基づいて発注している。

平成21年度小郡市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の承認について(議案第13号)

第三者行為損害賠償求償事務共同処理手数料として23万5千円を増額補正するもの。
問：第三者行為損害賠償とは。
答：交通事故等で保険証を使って治療した場合に、最終的に加害者から負担すべき金額をもちのこと。

和解することについて(議案第25号)

昨年9月に訴えの提起をしていた案件について、第三債務者から和解の申し出があり、提訴額の148万1626円で和解することになったもの。
問：提訴額より弁護士費用が高くなるような場合はどうするのか。
答：費用対効果で考慮する。

都市建設常任委員会報告

都市建設常任委員会は、3月12日に開催され、付託を受けた執行部提出議案3件(分

割付託1件を含む)の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

道路の維持及び新設改良について(議案第11号)

地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、道路維持補修事業と市道舗装事業を行うもので5500万円補正し4450万円は平成22年度に繰り越して事業を行うもの。
問：平成22年度に繰り越す分に対する交付金は国に返えさなくてもいいのか。
答：平成22年度に執行した額については、100%交付金が出る。

平成21年度小郡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の承認について(議案第16号)

宝満川流域下水道維持管理費が今回黒字となったため、返還金4053万5千円を歳入に増額補正をするもの。
問：これまでの赤字分の拠出額について。
答：小郡市の分として、約6億3300万円あるが、平成17年度以降の黒字返還分を差し引くと、約5億500万円が赤字分の拠出額となります。

主な議案の内容

★小郡市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について(議案第6号)

文化財保護法及び福岡県文化財保護条例の改正に伴い、改正するもので、登録文化財の制度を従来よりも緩やかな規制の中で、より多くの文化財を保護し、また、伝統的建造物群と文化的景観の新たな分野を文化財の保護対象に取り入れるもの。



★小郡市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について(議案第7号)

福岡県保健福祉環境事務所

の再編により平成21年10月1日から北筑後保健福祉環境事務所が小郡市を管轄することに伴い、条例の改正をするもの。

★小郡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(議案第8号)

介護認定審査件数の増に伴い、柔軟に対応するために認定審査会の委員の定数を22名から30名に改正するもの。

★小郡市暴力団等排除条例の制定について(議案第10号)

福岡県暴力団排除条例が、平成22年4月1月から施行されるのを受け、県条例に足並みに揃えて取り組んでいくため条例を制定するもので、基本理念や市の責務、市民等の役割など、内容は県条例とほぼ同じもの。



★平成21年度小郡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の承認について(議案第14号)

保険基盤安定負担金分が最終的に確定したため、後期高齢者医療広域連合納付金を14万1千円増額補正するもの。

★市道の認定及び路線変更について(議案第26号)

小板井市営住宅建て替え及び美鈴が丘地区開発に伴う新設道路3路線の認定並びに小板井地区2路線の変更をするもの。

★小郡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(委員会提出議案第1号)

平成22年5月14日から議員定数が2名減となり18名になるため、常任委員会に所属する委員数を変更するとともに、所管事務と名称を変更するもの。また、議会基本条例が制定されたことに伴い、委員会傍聴が委員長の許可なしに傍聴できるようにするもの。

